

重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」に該当する事例

公立大学法人における年度計画の作成及び年度評価の廃止

提案主体：山形県、宮城県

令和4年提案（管理番号185）



重点募集テーマ① 「事務処理方法の見直し」に該当する事例

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する 審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用

提案主体：兵庫県

従来

困りごと（支障）

- 老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により計画通知が急増※した場合に、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加（平成26年）。



原因・理由（現状）

- 建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる

建築主	国/都道府県/建築主事を置く市町村（計画通知※）	民間（建築確認）
審査・検査等の主体	建築主事 ○	○
	指定確認検査機関 ×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。

見直し

提案実現後

効果

- 円滑な審査・検査等が可能となる
- 建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務（監査・違反是正・処分等）にも注力可能に



改善案

- 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする

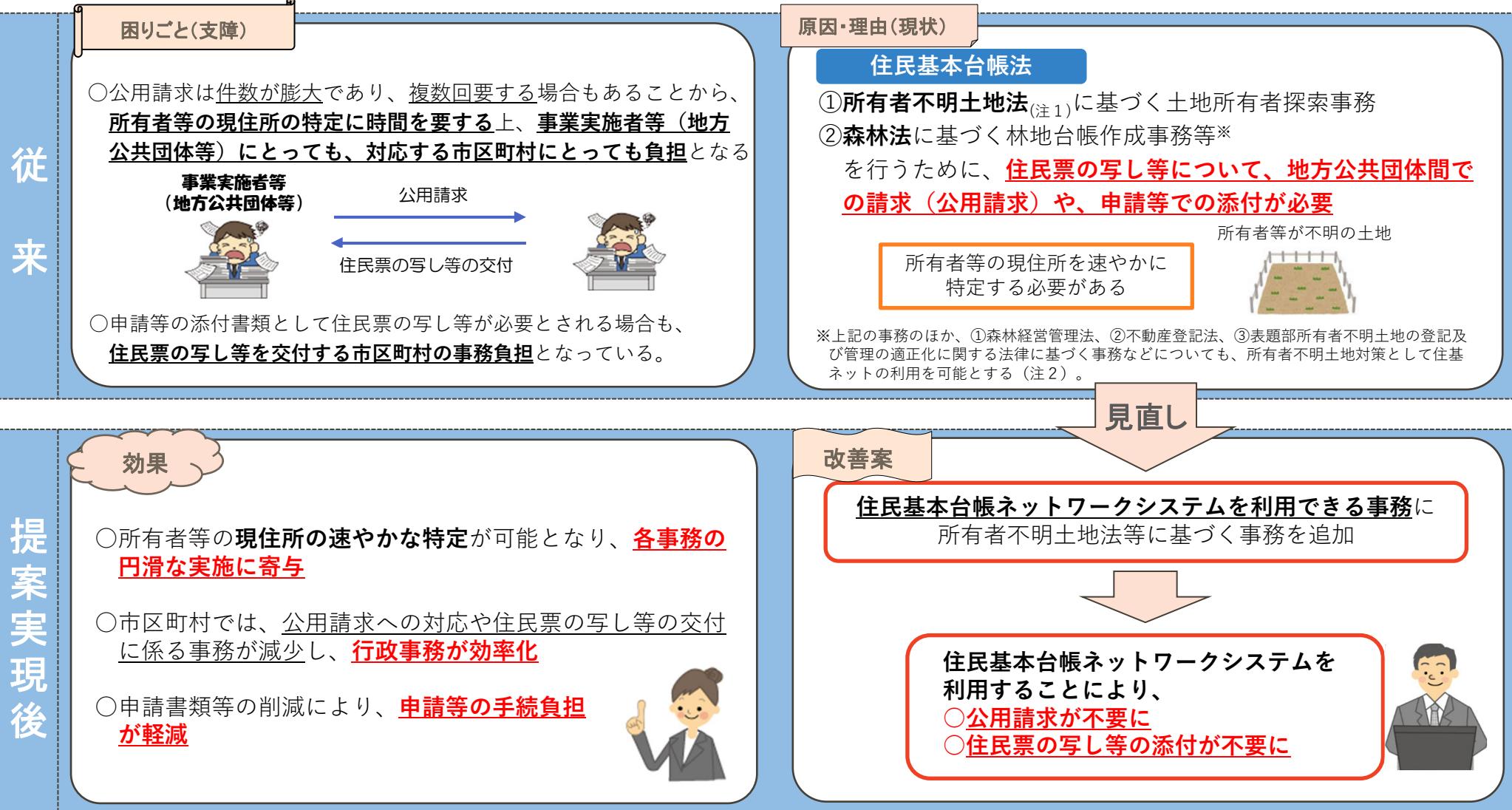
建築主	国/都道府県/建築主事を置く市町村（計画通知）	民間（建築確認）
審査・検査等の主体	建築主事 ○	○
	指定確認検査機関 ○	○



重点募集テーマ② 「デジタル化」に該当する事例

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務)

提案主体：山口市、福井市、福井県



(注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

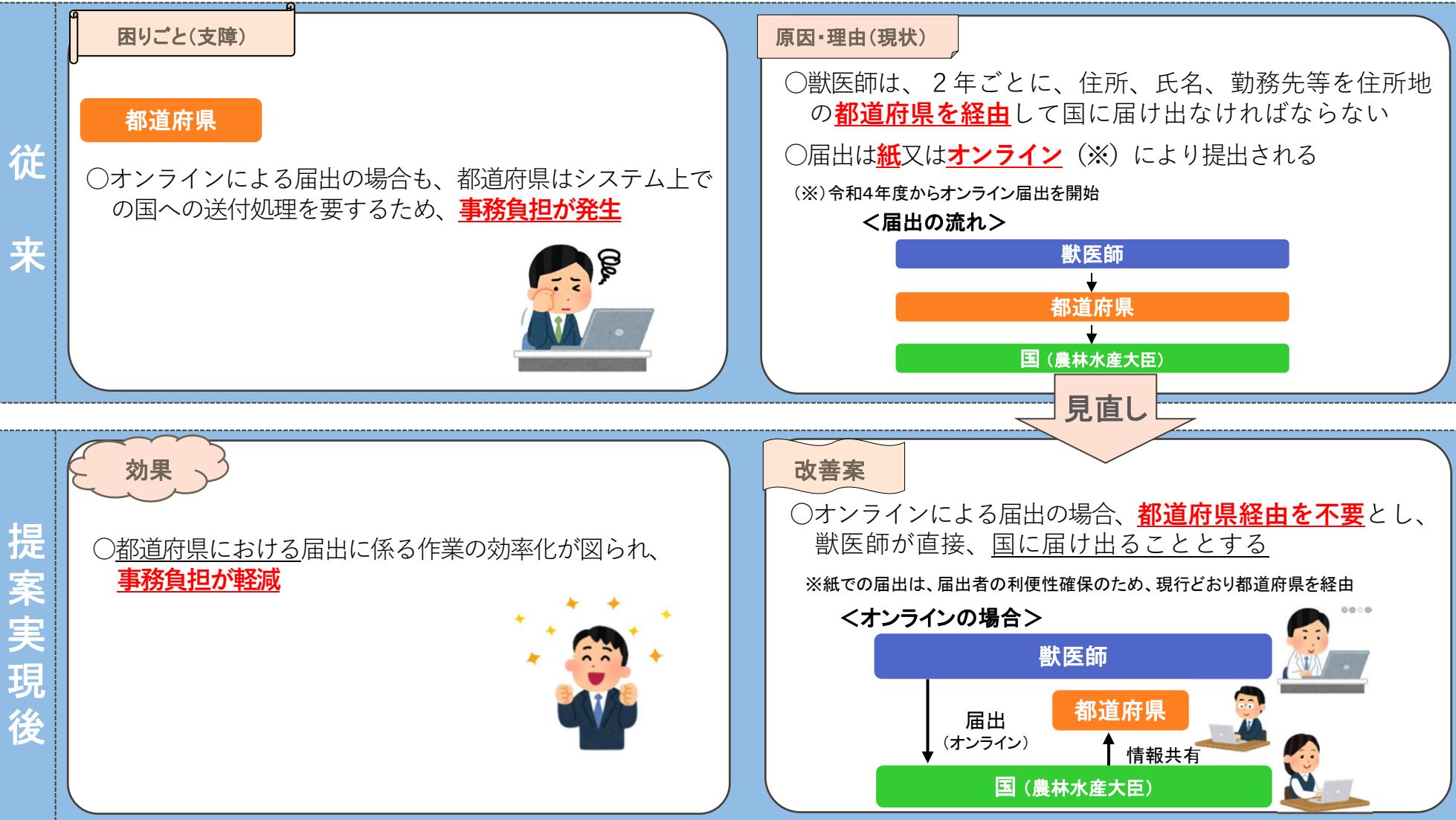
(注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

重点募集テーマ② 「デジタル化」に該当する事例

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

提案主体：岡山県、中国地方知事会

重点募集テーマ①にも該当



重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

へき地等における管理薬剤師の兼務要件の明確化

提案主体：萩市

徒
來

困りごと(支障)

- へき地等の薬局が、専従の管理薬剤師を雇用することに採算性の問題があるが、撤退した場合、遠方の薬局に通わなければならず、住民には大きな負担



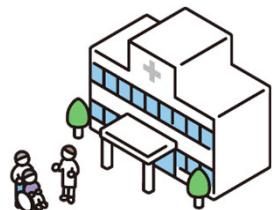
原因・理由(現状)

- 管理薬剤師は、都道府県知事等の許可がない限り他の薬局の薬剤師を兼務できず兼務要件も不明確

提案実現後

効果

- へき地等の管理薬剤師が、管理する薬局の営業日以外に他の薬局に勤務することが可能となる



地域医療の継続に寄与

見直し

改善案

- へき地や離島の管理薬剤師は
他の薬局の薬剤師を兼ねることが
できることを明確化



路線バス停留所の利用に関する基準の明確化

提案主体：鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県、
全国知事会、全国市長会、全国町村会

従来

困りごと(支障)

- 路線バスとコミュニティバス等の停留所が離れていて、円滑な乗り継ぎを行うことができない



原因・理由(現状)

- 路線バスの停留所から10メートル以内の部分については、当該路線バス等を除く車両の駐停車は禁止
- 一定の条件下で、路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能であることが知られていない

見直し

提案実現後

効果

- 路線バスとコミュニティバス等との乗り継ぎの利便性が向上
- 利用者の増加により、
地域公共交通の維持・確保に寄与



改善案

都道府県警察を構成員とする地域公共交通会議等で認められた一定の停留所について、路線バスとコミュニティバス等の停留所を兼ねることが可能である旨を明確化・周知

重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限等の町村への移譲

提案主体：全国町村会、栃木県

従来

困りごと(支障)

- 町村は、緑地面積率等に係る地域準則を独自に制定する権限が無いため、地域の実情に応じた企業支援を行うことが困難

例：工場の敷地外に十分な緑地が確保されていても、緑地面積率の制限により、施設を増設できないなど

提案実現後

原因・理由(現状)

- 一定規模以上の工場では、敷地の20%以上の緑地の整備等が必要だが、**都道府県（町村部）及び市は、地域準則として、異なる緑地面積率（5～30%）等を条例で定めることが可能**

権限	都道府県	市	町村
市部		○	
町村部	○		

見直し

効果

- 町村も独自の判断で緑地面積率等を定めることにより、周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実情に応じた企業支援を行うことが可能に



地域経済の活性化及び雇用の促進
(地域支援・企業支援に寄与)



改善案

- 緑地面積率等に係る地域準則を制定する権限及び関連する事務・権限（届出の受理、勧告、変更命令等）を都道府県から町村に移譲

権限	都道府県	市	町村
市部		○	
町村部			○

重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」に該当する事例

生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化

提案主体：静岡市

